

## 5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

### 5.1 保安監査の実施状況

- 国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査<sup>16</sup>を実施しています。
- 平成25年度は、全国205鉄軌道事業者(平成26年3月末現在)に対して、計画的な保安監査を45の鉄軌道事業者に対して計60回実施し、その結果に基づいて30の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計31件行い、改善を求めました。
- また、計画的な保安監査のほか、重大な事象が発生した場合の特別保安監査等、特に必要があると認める場合にも保安監査を実施しており、平成25年度は、JR北海道に対する特別保安監査を計3回実施し、その結果に基づいて表6のとおり文書による行政指導を行うとともに、表8のとおり事業改善命令を行い、改善を求めました。その他、JR貨物に対して平成25年度に実施した保安監査の結果に基づき、表7のとおり文書による行政指導を行い、改善を求めました。

---

<sup>16</sup> 保安監査は、鉄道事業法第56条(立入検査)及び同法第66条(国土交通省令への委任)の規定に基づく、鉄道事業等監査規則(昭和62年 運輸省令第12号)で定める監査です。

表6:特別保安監査結果に基づく行政指導の実施状況(平成25年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要
JR 北海道	H25.10.4	<p>平成25年9月21日から9月28日まで保安監査を実施したが、緊急に改善を要する事項が認められたことから、当面下記の事項について、改善措置を講ずるよう指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社において、各部門を確実に統括管理するための業務体制の整備を行うこと</li> <li>・本社軌道部門において、現場の状況を常に把握し、迅速に必要な対応を取る体制を構築すること</li> <li>・軌道部門の現場において、本社軌道部門からの指示を踏まえ、検査担当者と補修担当者との間の連携を確実にする体制及び組織内で業務の実施状況を確認する体制を構築すること</li> <li>・軌道部門以外の部門において、上記軌道部門に対する指示を踏まえ、本社と現場との間の連携及び現場における業務の実施体制について、現状を確認した上で、必要な改善を図ること。</li> <li>・安全統括管理者は、始発列車が運転される前に、各部門の現場において輸送の安全が確保されていることを確認すること</li> </ul>
JR 北海道	H25.10.25	<p>平成25年9月21日から9月28日まで及び10月9日から10月12日まで保安監査を実施し、また、改善指示について10月4日付けで文書を発出したところであるが、更に緊急に改善を要する事項が認められたことから、当面下記の事項について、改善措置を講ずるよう指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全推進委員会において、重要と考えられる安全上のトラブルを選び出し、その原因究明及び必要と考えられる対策を調査審議すること</li> <li>また、同委員会の開催の都度、その内容について報告すること</li> <li>・本社軌道部門において、不良判定及び交換の基準を規程等で明確に定め、これを現場に周知徹底するとともに、現場において、これに基づき、まくら木の状態を一本ずつ把握し管理すること</li> <li>・車両部門において、電磁給排弁非常吐出締切コックに対する固縛、当該コックの設置機器室の封印等を行うとともに、車両運用段階における検査の際にもこれらの措置状況を確認すること</li> <li>・車両部門において、工場から出場し運用に供されるまでのそれぞれの段階で、当該コックの状態を確認する仕組みが講じられていなかったことから、取扱いマニュアル及び作業チェック表の整備等確実なチェックができる仕組みを構築すること</li> <li>・本社において、現場からの提案を十分聴取した上で、安全を確保する上での優先度を考慮しつつ、平成26年度において講ずべき施策が着実に実施されるよう予算編成を行うこと</li> </ul>
JR 北海道	H25.11.29	<p>平成25年9月21日から9月28日まで、10月9日から10月12日まで及び11月14日から保安監査を実施し、また、改善指示について10月4日付け及び10月25日付けで文書を発出したところであるが、更に緊急に改善を要する課題が認められたことから、当面下記の事項について改善措置を講ずるよう指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始の多客期という一層の取組が求められるこの時期において、安全で安定的な輸送を全うするための対策を早急に策定し、着実に実行すること</li> <li>・平成26年度の予算編成に関しては、安全投資及び修繕費に関して、前倒しして着手すべき事項について本年度内の執行を含め必要な措置を講ずるとともに、平成26年度予算についてもできる限り年度前半の夏の多客期までに執行すること。また、これらの執行を着実に実行するため、平成25年度第4四半期及び平成26年度の予算計画を早急に策定すること</li> <li>・本社は現場に対し、現場における連携を確実にする体制及び業務の実施状況を確認する体制が確実となるよう必要な対応を取ること。また、平成25年11月18日から設置した「業務支援室」について、現場の状況を常に把握し、迅速な対応を取るというその目指す機能が十分に発揮されるよう、現場を含め関係者の理解の促進等必要な措置を講ずること</li> <li>・車両部門において、受託者の適切な選定基準の策定、適正な再委託の承認手続きの確保、委託業務に対する適切な検査等について必要な改善を図ること</li> </ul>

表7:JR 貨物に対する行政指導の概要

事業者	文書発出日	行政指導の概要
JR 貨物	H26.5.28	<p>平成 25 年 6 月 12 日から 6 月 14 日まで及び平成 26 年 3 月 5 日から 3 月 7 日まで保安監査を実施したが、改善を要する事項が認められたことから、下記の事項について、改善措置を講ずるよう指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理者が行う運転士の教育訓練の管理が確実に実施できていないことが認められたため、運転管理者が乗務員に必要な資質の保持及び向上に関する業務を適確に実施するとともに、乗務員指導管理者がこれを適切に補助することができるよう、乗務員の資質に関する管理体制を改善すること</li> <li>・ 一部の軌道において、整備基準値を超える軌道変位等が確認されたにも関わらず、その一部の軌道で徐行運転が行われていること等から結果的に実施基準で定める早急な整備がされていないことが認められたため、整備基準値の考え方を整理し、必要な整備が適切に実施されるよう関係規程等を見直すなど、軌道の保守に関する業務実施体制を改善すること</li> <li>・ 車両の保守に関する業務が確実に実施できていないことが認められたため、ルールに則った適切な作業の徹底及び本社から現場までの間の連携を確実にを行うよう、車両の保守に関する管理体制を改善すること</li> </ul>

## 5.2 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき、鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- 平成25年度は、輸送の安全等に関する事業改善の命令を1件発しました。

表8: 鉄道事業法に基づく事業改善の命令の発出状況(平成25年度)

事業者	文書発出日	概要	改善報告日	改善の概要
JR 北海道	H26. 1.24	<p>平成25年9月21日から9月28日まで、同年10月9日から10月12日まで及び平成25年11月14日から平成26年1月20日まで、貴社に対して保安監査を実施した。</p> <p>監査の結果、貴社においては、別添「JR北海道の安全確保のために講ずべき措置—JR北海道の再生へ—」に示すとおり、輸送の安全及び事業の適切かつ健全な運営を阻害している事実があると認められた。</p> <p>このため、鉄道事業法第23条第1項及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第13条第2項の規定に基づき、別添別紙2「JR北海道が講ずべき措置」<sup>17</sup>の1. から3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。</p> <p>講じた措置については、同別添別紙2の4. に記載した期日までに報告されたい。</p>	H26. 3.31	<p>○平成26年1月24日付け、事業改善命令のうち、「記録を重視するルールの策定及びその徹底」及び「改ざんが行われた場合における厳しい処分の整備」について以下の措置を講じた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軌道部門において、規程等で明確化されていない事項をルール化し、社員に周知したほか、本社が現場に対して、監査とフォローアップを実施</li> <li>・車両部門においては、規程等で明確化されていない事項をルール化し、社員に周知したほか、外注業務について改善措置を講じ、その状況を品質管理立入審査会等で随時確認</li> <li>・電気部門において、検査管理の方法を具現化したフロー図等をマニュアルに追記</li> <li>・就業規則に「故意に鉄道の安全運行を阻害する行為を行った場合は、厳しく懲戒する」ことを記載、社員に周知等</li> </ul>

<sup>17</sup> 「JR北海道の安全確保のために講ずべき措置—JR北海道の再生へ—」の詳細は、<https://www.mlit.go.jp/common/001025351.pdf> をご覧ください。

### 5.3 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

○国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。

○平成25年度は、3の鉄道事業者に対して文書による行政指導を計4件行い、改善を求めました。

表9:事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成25年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
JR北海道	H25. 7. 8	走行中の列車のエンジンが破損するとともに、エンジン付近から出火するインシデントのほか、同型式のエンジンが破損し、床下から発煙する輸送障害を発生させたことから、原因を究明し、これまで実施している再発防止対策の有効性を含めて検討を行い、必要な措置を講じて、鉄道の安全輸送の確保に万全を期すこと、講じた措置については、同型式のエンジンを搭載した車両の運行を再開しようとする日までに文書により報告すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料制御装置ピストン作動棒の可動域が適切な範囲となるよう調整機構を新設</li> <li>燃料制御装置のピストン内圧の急激な変化を抑制するため、油圧回路入り口部に絞りを追加</li> <li>スライジングブロック折損時に機関過回転となったことから、機関過回転を防止する構造とするとともに、機関を強制的に停止させる過回転防止システムを新設</li> <li>使用開始時期までに検査項目を規程化し、社員に周知する等を実施</li> </ul>
JR北海道	H25. 12. 20	護岸壁補修工事中に通信ケーブルを切断させたが、昨年9月、水道管推進工事中に通信ケーブルを切断させた際の改善措置として、埋設ケーブルの確認を徹底することとしていたが、今回においても工事前の埋設ケーブルの確認が行われていなかったことから、早急に原因究明と具体的な再発防止対策を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事着手前までに埋設物確認が完了していることを工事担当者、工事監督者が相互に確認する</li> <li>埋設ケーブル類確認マニュアル等により、社員、請負会社社員に対して指導を実施</li> </ul>
東京急行電鉄	H26. 2. 15	降雪時に後続列車が、停車していた先行列車に衝突し、多数の乗客が負傷する列車衝突事故を発生させたことから、同種事故の再発を防止するため、原因究明を行うとともに、必要な措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪状況等により速度規制を行う</li> <li>耐雪ブレーキの取扱いについて明確化した</li> </ul>
JR東日本	H26. 2. 23	回送列車と工事用車両が衝突したことにより列車が脱線し、長時間の輸送障害を発生させたことから、同種事故の再発を防止するため、工事の施工管理等を検証し、必要な措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両を建築限界内に進入させる際の取扱いの改善</li> <li>工事関係者間の指揮命令系統の明確化</li> <li>工事関係者に対する教育訓練の実施</li> </ul>

## 5.4 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成25年度は文書による行政指導を2件行いました。

表9: 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(平成25年度)

指導の概要	発出日
降雪時、後続列車が、停止していた先行列車に衝突し、多数の乗客が負傷する列車衝突事故が発生したこと、また、ホーム上家が落下する事象が発生したことから、積雪の状況に応じた適切な運転規制等を実施すること、ホーム上家の構造物設計荷重を確認するとともに降雪時には適宜除雪等を行うことを指導	H26.2.16
回送列車と工事用車両が衝突し、負傷者2名を伴う列車脱線事故が発生したことから、線路の閉鎖が必要な工事については、各作業について確実な連絡の徹底、列車の運行情報等関連情報の関係者間における共有等により、線路閉鎖手続きを確実に実施すること、また、請負会社を適切に監督することを指導	H26.2.24

## 5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成25年度に発出された勧告はありません<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.2 踏切保安設備の整備状況」を参考にしてください。

## 5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」<sup>19</sup>を実施しています。
- 平成25年度は、43の鉄軌道事業者に対して、43回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

---

<sup>19</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> を御覧ください。